

中国最新法律 Newsletter

Vol.14



Contents

1

独占禁止法

独占禁止法改正の概要（2）～独占合意及び支配的地位の濫用について～



2

新法紹介

ー 公布済の新規法令

- 1 「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」
- 2 「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」
- 3 「電信ネットワーク詐欺防止法」
- 4 「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」



3

中国からの風便り

中国の祝日について



独占禁止法改正の概要（2）

～独占合意及び支配的地位の濫用について～

弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

2022年6月24日、全人代常務委員会において独占禁止法の改正が決議され、同日主席令として公布された後、同年8月1日から施行されている。また同年6月27日には、独占禁止法に関する6つの規則等の意見募集稿が発表されている。前回は、独占禁止法改正の事業者集中に関する改正の概要についてご紹介したが、今回はその他の改正の概要をご紹介したい。なお改正独占禁止法の和訳は、前号を参照されたい。

1 垂直型独占合意における抗弁事由（改正独禁法第18条2項）

いわゆる再販価格の維持などの垂直型独占合意について、旧法では抗弁事由が規定されておらず、行政執行や司法判断が統一されていなかった。すなわち、行政執行においては当然に違法であると判断されやすい反面、司法判断においては合理的であれば許されると判断されていた。

改正独禁法第18条1項では、以下の3つの合意については原則として禁止するとしつつ、同条2項において、1号又は2号に規定する合意について、事業者が競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は禁止しないと明記した。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること。
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること。
- (3) 国务院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

すなわちこれまで不明確だった垂直型独占合意について、原則として禁止するとしつつ、例外的に競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は許されるという立場を明確にした。

2 セーフハーバールール（改正独禁法第18条3項）

今回の改正では、事業者がその関連市場における市场占有率について、国务院独占禁止法執行機構が規定する基準を下回っており、かつ国务院独占禁止法執行機構が規定するその他の条件に合致していることを証明できる

場合は禁止しないとのセーフハーバールールを新設した。

なおこれまでも「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定」第5条等において、同様のセーフハーバールールが認められていたが、垂直型合意についてのみ適用されると限定されてはなかった。新たに出された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定（意見募集稿）」によれば、上記第5条は削除されており、改正独占禁止法に統一されたと考えられる。

3 独占合意に関する組織・幫助行為の禁止（改正独禁法第19条）

旧法第16条では、業種協会は、当該業種の事業者を本章で禁じている独占行為に従事させてはならないと業種協会の独占行為の主導が禁止されていた。

しかしながら川上企業が川下企業を組織して独占合意をさせたり、プラットフォームの経営者がハブアンドスポークとしての役割を果たして独占合意をさせたりする状況が発生したことから、改正独禁法第19条では、事業者はその他の事業者を組織して独占合意を形成させ、又はその他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助してはならないと規定した。

4 プラットフォームによる支配的地位濫用行為の禁止（改正独禁法第22条2項）

近時はデジタルプラットフォームの急成長に伴い、世界で流通するデータの量は爆発的に増加している。そのためビッグデータを取り扱うデジタルプラットフォームはその分析等を通じて、容易に市場の支配的地位を得ることができる社会となった。

そのため改正独禁法第22条2項は、市場における支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、市場における支配的地位の濫用行為に従事してはならないと規定した。

5 法律責任の新設・厳格化（改正独禁法第7章）

改正独禁法では、より実効性を高めるため、以下のとおり法律責任が新設・厳格化されている。

違法行為	旧法	新法	備考
独占合意の形成	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下、前年度売上高がない場合、500万元以下	前年度売上高がない場合が新設
形成した独占合意を実施していない場合	50万元以下	300万元以下	厳格化
独占合意を形成するため組織・幫助した場合	50万元以下	300万元以下	厳格化
業種協会が当該業種の事業者に独占合意をさせた場合	50万元以下、情状が重大な場合は登記抹消	是正を命じ、300万元以下、情状が重大な場合は登記抹消	厳格化
独占合意の形成に関する個人責任		100万元以下	新設
支配的地位の濫用	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	変更なし
事業者集中の実施	50万元以下	前年度売上高の10%以下 競争を排除、制限する効果がない場合は500万元以下	新設及び厳格化
調査妨害	100万元以下	前年度売上高の1%又は500万元以下	厳格化
調査妨害の個人責任	10万元以下	50万元以下	厳格化

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ⁱ 「国务院の事業者集中申告基準規定」、「独占協議禁止規定」、「市場支配的地位の濫用行為禁止規定」、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定」、「行政権力の濫用による排除、競争制限行為の制止規定」及び「事業者集中審査規定」の6つの意見募集稿をいう。

一 公布済の新規法令

- 1 「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」
- 2 「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」
- 3 「電信ネットワーク詐欺防止法」
- 4 「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」

一、公布済の新規法令

1 「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」

国家インターネット弁公室は、2022年8月31日に、翌日の9月1日より施行される「データ越境安全評価弁法」に基づく「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」（以下「本ガイドライン」という）を発表した。本ガイドラインは、データ取扱者に対して適正な、規律のあるデータ越境安全評価を実施し、支援することを目指して、「データ越境安全評価弁法」で規定されたデータ越境移転の安全評価の申告方法、申告プロセス、申告書類等の具体的な要求について定めている。詳細は、以下の通りである。

まず適用範囲及び要件に関して、データ取扱者が業務上の必要性から域外にデータを提供する必要がある、データ越境安全評価の適用条件に合致する場合は、「データ越境安全評価弁法」の規定に基づき、本ガイドラインに従いデータ越境安全評価を申告しなければならないとされている。具体的な適用要件としては、①データ取扱者が重要データを域外に提供する場合、②重要情報インフラ運営者または100万人分以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が域外に個人情報を提供する場合、③前年度1月1日以降から累計して10万人分以上の個人情報または1万人分以上のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者が個人情報を域外に提供する場合、④国家ネットワーク情報管理部门が定めるデータ越境移転安全評価申請を必要とするその他の場合、のいずれかに合致することが挙げられる。また、データの越境移転に該当する行為としては、①データ取扱者が域内の運営において収集し、生成したデータを域外に伝送し、保存する行為；②データ取扱者が、収集し、生成したデータを域内に保存しているものの、域外の機構、組織又は個人がそれらのデータへの問い合わせ、データの取得、ダウンロード、エクスポートをすることができる行為；③国家ネットワーク情報管理部门が定めるその他のデータの越境移転行為を指すと定めている。

次に申告方法及び申告プロセスに関して、データ取扱者が、データ越境安全評価を申告する際に、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室を通じて申告書類の書面と電子版を国家インターネット弁公室に提出し申告するとされている。その際、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室がデータ取扱者から提出された申告

書類の形式面につき確認し、書類の不備等があればデータ取扱者に補充等を求めることになる（データ越境安全評価弁法第7条）。

また申告書類に関して、本ガイドラインでは、提出を求められる書類の種類及び各書類に対する要求事項が定められている。そのうち、申告の代理人若しくは担当者に対する授權委託書、データ越境安全評価申告書及びデータ越境リスク自己評価報告書のフォーマットもデータ取扱者が参考できるように、本ガイドラインの別紙として添付し、発表されている。

URL：http://www.cac.gov.cn/2022-08/31/c_1663568169996202.htm

（国家インターネット情報弁公室2022年8月31日公布、同年9月1日施行）

2 「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」

「薬品ネットワーク通販監督管理弁法」（以下「本弁法」という）は、2022年9月1日に国家市場監督管理総局令第58号として公布され、同年12月1日より施行される。本弁法は合計6章、42条からなり、薬品のネット通販に対する管理、プラットフォーム事業者の責任の履行、監督検査の措置及び法律責任等を定めている。

まず本弁法では、医薬品のネット通販に従事できるのが医薬品市販承認取得者（MAH）又は薬品経営企業（医薬品経営許可証を取得している者）に限られること、並びにワクチン、血液製品、麻醉薬、精神病薬、医療用毒性薬品、放射性医薬品及び医薬品類易制毒化学品等、国が法に従い特殊管理措置を実施する医薬品についてはネット通販が禁止されることが明確にされている。

次に本弁法は、社内の品質安全管理制度、薬学サービス、医薬品の保存・配送、医薬品の適及、リスクコントロール、情報公開等、医薬品のネット通販企業に対して、医薬品経営の全過程について厳しく管理するよう要求している。また第三者プラットフォーム事業者に対しては、医薬品品質安全管理機構を設立し、薬学サービス人員を配置し、医薬品の品質安全、医薬品の情報開示、処方箋審査、処方薬購入時の実名制、医薬品の配送、取引記録の保存、不良反応の報告、クレーム・告発の対応等の管理制度を実施し、関連規定に従い届け出るよう定めている。

なお、本弁法は、プラットフォーム事業者と医薬品ネット通販企

業それぞれの医薬品に関する安全責任、特にプラットフォーム事業者が履行すべき審査義務、検査モニタリング義務、違法行為を発見した際のサービス停止及び報告義務等、並びに医薬品リコールの実施、インシデントに対する対応措置の実施、監督管理中の協力義務を明確にした契約書を薬品ネット通販企業とプラットフォーム事業者の間で締結するように規定している。

URL : https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220901_349742.html

(国家市場監督管理総局2022年9月1日公布、同年12月1日施行)

3 「電信ネットワーク詐欺防止法」

電信ネットワーク詐欺防止法（以下「本法」という）は、2022年9月2日に公布され、同年12月1日より施行される。本法は、総則、電信ガバナンス、金融ガバナンス、インターネットガバナンス、総合的措置、法律責任、付則という合計7章、50条からなる。本法では、国務院が電信ネットワーク詐欺防止メカニズムを設置し、同メカニズムを通じて電信ネットワーク詐欺への取締り・ガバナンス業務の全面的統制と調整を実施すると定めている。また、本法によれば、電信業務の経営者、銀行業に従事する金融機構、非銀行決済機構、インターネットサービスのプロバイダーに対して、リスクコントロールの責任を負担し、電信ネットワーク詐欺防止に関する内部統制体制及び安全責任制度を建築し、新たな業態に伴う詐欺のリスク安全評価を強化するよう求めている。具体的には、電信業務の経営者は法に従い、電話のユーザーに対する真実の身分情報登記制度を全面的に実行し、銀行業金融機構、非銀行の決済機構は、顧客のために銀行口座、決済口座を開設する時、決済精算サービスを提供する時及び顧客との業務関係が継続している期間中に、顧客についてのデューデリジェンス調査制度を構築し、法に従い受益所有者を識別し、相応するリスクコントロール措置を実施することによって、銀行口座、決済口座等が電信ネットワーク詐欺に悪用されることを防止しなければならないとされている。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202209/faadac81d2e94aa0bd7574efc9862cd0.shtml>

(全人代常務委員会2022年9月2日公布、同年12月1日施行)

4 「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」

科学技術部及び財政部は、2022年8月15日に「企業の技術のイノベーション能力向上の行動方案（2022—2023）」（以下「本方案」という）を発表した。本方案は、2023年末までに企業のイノベーションに対する優遇政策の実施による効果があらわれ、イノベーションの要素が各企業に飛躍的に集約することで、様々な企業が科学技術のイノベーションによって質の高い発展を遂げる積極的な効果をもたらすことを全体的な目標として提言している。従って、本方案では、企業のイノベーションに対する優遇政策を推進すること、企業が重要な核心的技術の難題に取り組めるよう力を注ぎ支援すること、科学技術の資源及び応用シーンを推進してそれらを企業に開放すること、企業のイノベーションの国際化レベルを向上させること等、計10項目の行動措置が打ち出されている。その中でも注目すべき点として、企業のイノベーションの国際化レベルについて、①条件の整っている企業が先導して、産業イノベーション分野における国際的社会組織を設立し、国際規格・基準の制定に参加することを支持すること、②企業による国家レベルの外国専門家プロジェクト等の申請・実施への支援を強化すること、③外資系の研究開発機構に対する支援策を完備し、外資系の研究開発機構による政府の科学技術プロジェクトへの参加を推奨することが挙げられる。

URL :

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/15/content_5705464.htm

(科学技術部及び財政部2022年8月15日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国には長い連休が2つある。いわゆる春節と国慶節である。いずれも7日間の連休になるため、日本で勤務している方からすると、中国は長い連休が2回もあってよいねと羨ましがられることがある。しかしそれは大いなる誤解である。

まず中国と日本の年間祝日数は、日本が16日間であるのに対し、中国は11日間しかなく、圧倒的に中国の方が少ない。中国の主な祝日は以下の通りである。

名称	時期	説明
元旦	1月1日（新暦）	新年を祝う
春節	1月1日～3日（旧暦）	旧暦の新年を祝う
清明節	4月5日前後（新暦）	お墓参りをする日（日本のお盆に相当）
労働節	5月1日（新暦）	国際的なメーデー
端午節	5月5日（旧暦）	愛国で有名な詩人の屈原が川に身を投じた日
中秋節	8月15日（旧暦）	名月を鑑賞
国慶節	10月1日～3日（新暦）	中国の建国記念日

勘の鋭い読者の中には、春節や国慶節は7日間の連休ではないのかと思われる方もいるかもしれない。確かに春節と国慶節の祝日として認められているのは、3日間だけである。しかし中国は広く、3日程度の連休では、故郷に帰って家族と過ごすことができないことから、7日間の中に含まれる通

常の土日に加えて、前後の土日から休日を振り替えることにより、政策的に7日間の連休を作出しているのである。振り替えられた前後の土日は、振替出勤日として指定されることとなる。そのため土日のタイミングによっては、連休前後には10連勤などということも生じうるのである。

連休の中でも春節は中国人にとって特別な休暇である。家族揃って春節を迎えるため、上海などに出稼ぎにきている地方の労働者の多くは故郷に帰ることとなる。1年に1度しか故郷に帰らないことから、春節の1か月くらい前から休暇を取って故郷に帰る労働者も多く、春節前になると上海の街は人気が少なくなる。政府機関も春節前には動きが鈍くなり、手続きが進みにくいということもざらである。しかしこのような場合には焦っても仕方がなく、ある意味中国らしいということで諦めるしかない。むしろ中国で長く生活している私などは、人間らしい生活だと微笑ましくなる。

まもなく中国では国慶節の休暇を迎えることとなる。しかしコロナ対策のため、上海市政府からはあまり遠出しないう通知がでており、遠出の旅行は控える人が多いと思われる。10月16日から始まる共産党大会が終了すれば、徐々に緩和の方向に動くのではないかとされているが、日本との往来も含めてコロナ前の水準に戻ることを切に望む次第である。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。